

令和 3 年

政治倫理審査会会議録

令和 3 年 1 1 月 8 日

政治倫理審査会

開催日時 令和3年11月8日(月)

開会 午前10時 ～ 閉会 午前10時41分

出席者

出席委員(12人)

会 長 齋藤 誠(識見者)
副会長 大島佳奈子(識見者)
委 員 石川さえだ(区議会議員)
委 員 坂場まさたけ(区議会議員)
委 員 くまき貞一(区議会議員)
委 員 すどうあきお(区議会議員)
委 員 野口将人(区議会議員)
委 員 本田正則(区議会議員)
委 員 山中りえ子(区議会議員)
委 員 宇野澤千尋(公募区民)
委 員 甲斐加奈(公募区民)
委 員 橋本忠司(公募区民)

欠席委員(1人)

委 員 赤江なつ(区議会議員)

委員外議員(2人)

議 長 名取ひであき
副議長 小田切かずのぶ

議題

- 1 議長挨拶
- 2 委嘱状の交付
- 3 委員自己紹介
- 4 事務局紹介

- 5 会長・副会長互選
 - 6 正副会長挨拶
 - 7 条例・規程について
 - 8 今後の審査会の運営について
 - 9 その他
-

配付資料

進行順

- 資料1：審査会委員名簿
 - 資料2：政治倫理条例の概要
 - 資料3：条例・規程・指針
 - 資料4：政治倫理審査会のHPの写し
 - 資料5：くぎかいだより275号（政倫審開会記事）
-

午前10時00分開会

○区議会事務局次長

皆様、おはようございます。

ただいまから東京都北区議会政治倫理審査会を開会させていただきたいと存じます。

私、本審査会の事務局を務めさせていただきます区議会事務局次長です。どうぞよろしくお願いいいたします。

本来、審査会の運営は会長が行うこととなっておりますけれども、今回は新しいメンバーということでの最初の会議でございます。正副会長がまだ決まっておられませんので、決定するまで事務局のほうで進行させていただきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

着座にて進行させていただきたいと存じます。

まず、開会に先立ちましてご連絡させていただきたい事項がございます。

まず、1点目でございます。皆様着席されている席の下の棚のところでございますが、ペットボトルのお茶を用意させていただいております。会議の途中、適宜水分補給いただければと思っておりますが、飲物は机の上に出しっ放しにはしないように机の下にしまっただけであればと思っております。

2点目でございます。審査会で写真撮影をさせていただきます。審査会における会議の風景をホームページ等掲載のために写真撮影させていただきたいと思いますので、各委員の皆様におかれましては、あらかじめご了承くださいと思います。

次に、3点目です。前回の審査会を令和元年11月8日に開会させていただいておりますが、その開会以降、審査請求はございませんでしたので、そのことについて、まずご報告させていただきたいと存じます。

それでは、お配りいたしました1枚目の資料の次第に沿って進めさせていただきます。

○区議会事務局次長

1 議長挨拶

本日は議長、副議長にもご出席いただいておりますので、北区議会を代表いたしまして、まず議長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長

ご指名でございますので、ご挨拶をさせていただきます。

本日は政治倫理審査会にご出席をいただきありがとうございます。

本審査会の委員選出に当たりましては、議員から8名、識見者として2名の方々を選出させていただきました。また、公募委員として、16名の応募があった中から、選考委員会を経まして3名の方々を選出させていただきました。

政治倫理審査会委員の任期は、本年10月28日から令和5年10月27日までの2年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

おかげさまで、政治倫理に関する条例を制定した平成10年から今日まで、審査会に係る案件はございませんでした。私から改めて申し上げるまでもございませんが、倫理というのは、政治倫理も含めて、大変高度で幅の広いものと感じております。私ども議員は、これからも政治倫理基準を厳守して、職務に邁進してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。終わります。

○区議会事務局次長

ありがとうございました。

○区議会事務局次長

2 委嘱状の交付

委嘱状は各委員の席上に配付させていただきました。お手元に配付したものを確認いただきたいと思います。

○区議会事務局次長

3 委員自己紹介

※委員の自己紹介を行う。

○区議会事務局次長

4 事務局紹介

※事務局の紹介を行う。

○区議会事務局次長

5 会長・副会長互選

政治倫理条例施行規則第9条第2項の規定によりまして、会長及び副会長は委員の互選によるとしているところでございます。

互選に当たりまして、委員の皆様からご意見がございましたらご発言をお願いしたいと思います。

○委員

これまでも識見者の方に会長、副会長にご就任していただき、中立な立場から運営をしていただいております。今回も齋藤 誠委員に会長を、そして大島佳奈子委員に副会長をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○区議会事務局次長

ありがとうございます。

ほかにご発言はございませんでしょうか。

それでは、ただいまそのようなご提案がございました。そのように決めさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、会長に齋藤 誠委員を、副会長に大島佳奈子委員をとということで皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○区議会事務局次長

ありがとうございます。

それでは、会長を齋藤委員、副会長を大島委員にお願いしたいと存じます。

早速でございますが、前の正副会長席に席のほうをご移動いただければと思います。お願いいたします。

○区議会事務局次長

6 正副会長挨拶

会長、副会長が決まりましたので、ここで会長からまずご挨拶をお願いしたいと存じます。お願いいたします。

○会長

座ったままで失礼いたします。

今、自治体では色々な面でデジタル化ということが言われております。そうすると、仕事をどのように進めていくのかということにつきましては、だんだん標準化が進んでくるということはあるかと思えます。どこの自治体でも同じようになってくる。

ところが、何を自治体でやるのかということについては、自治体独自で考えて、実行しなければならぬこともまた多くなってくる。そうすると、議会や議員の皆様方の役割もより大きくなる面もあるのではないかと考えております。

微力ながら、政治倫理審査会でお手伝いを続けたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○区議会事務局次長

ありがとうございました。

続きまして、副会長、よろしくお願いいたします。

○副会長

このたび副会長に任命されました。よろしくお願いいたします。

前回も2年ぐらい前だったと思うんですけども、副会長になったのですが、コロナの関係で一度も何もできないまま、また再び同じようなお役を拝命いたしまして、今回はまた私でできるようなことがあれば最大限努力して、政治倫理の確立に貢献できたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○区議会事務局次長

副会長、ありがとうございました。

それでは、これからの議事進行につきましては会長にお願いしたいと思います。

会長、副会長もご決定いただきましたので、こちらで議長、副議長につきましては退席とさせていただきます。ありがとうございました。

(議長、副議長退席)

それでは、会長、次第の7番からどうぞよろしくお願いします。

○会長

それでは、会長の私のほうでこれからの会議を進行させていただきます。

○会長

7 条例・規程について

区議会事務次長よりご説明をお願いいたします。

○区議会事務局次長

それでは、ご説明させていただきます。

本日は政治倫理審査会第1回目でございますので、委員の皆様の共通認識をお持ちいただきたいと思ひまして、区議会における政治倫理の確立と向上に向けた取組について、条例等の内容をご説明させていただきます。

本日、席上に資料を配付させていただきました。

資料2につきましては、資料3の政治倫理に関する条例ほか施行規程等について、ポイントを絞った概要版ということの資料になってございます。

資料3につきましては、条例や施行規則の条文全文を記載させていただいているものとなっております。

これからする説明につきましては、主に資料2「北区議会における政治倫理の確立と向上に向けた取組み」のペーパーを用いましてご説明させていただきます。

それでは、こちらの資料2の目的でございます。

上段の四角囲みのところをご覧ください。

目的といたしましては、北区議会では、議員が区民の厳粛な信託を受けた立場にあることを認識し、区民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清浄で民主的な区政の発展に寄与することを目的に、政治倫理に関する条例を平成10年（1998年）に定めてございます。

平成10年に定めた時点におきましては、23区の区議会におきまして初の取組ということでございました。その後、平成17年には新宿区議会でも同様に策定されまして、現在のところ、23区の議会の中では、北区と新宿区、この2区のみが条例を定めているというような状況となっております。

条例の中で責務というものも定めてございます。

次の四角囲みのところをご覧ください。

左側が議員の方、右側に区民の方についての責務を記しているところでございます。

まず、議員の責務といたしましては、区民全体の代表者として、区政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従いまして、その使命の達成に努めなければならないこと。

二つ目といたしまして、自己の地位による影響力を不当に行使して、自己の利益を図ってはならない、でございます。

区民の責務については、右側に記してございます。

先ほどの議員の責務の二つ目に関する部分ではございますが、自己の利益又は第三者の利益若しくは不利益を図る目的をもって、議員に対して政治倫理基準に反することとなる働きかけを行ってはならないと、それぞれ区民と議員の責務を定めているところでございます。

その下段の四角囲みでございます。議員の政治倫理基準を記させていただいております。

一つ目といたしまして、区民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎むとともに、区職員の採用に介入するなど、その職務に関し不当な疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

二つ目でございます。区民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位を利用し、職務の公正を疑わせるような金品の授受等をしないこと。

三つ目でございます。区が行う売買、委託及び請負の契約に関し、特定の個人及び企業その他の団体のために有利又は不利な取計らいをしないこと。

四つ目でございます。兼業・兼職報告書に記載した企業その他の団体に関し、地方自治法で定めます議員の兼職禁止、また議長及び議員の除斥の規定の趣旨を尊重することを規定してございます。

この部分について若干補足説明させていただきます。

まず、地方自治法第92条の2、議員の兼職の禁止についてでございます。

地方議員につきましては、地方公務員法の適用というものはございませんので、自ら営利企業を営むということを原則として認められているというところでございます。地方自治法の規

定によりまして、一部兼業が禁止されているものがあるというのが第92条の2でございます。

簡単に申しますと、例えば北区の議員自らが請負人、またはその会社の支配人、そういった立場にありまして、かつ北区議会議員が区と契約関係にある、それがかなりわいや業務の大半を占めている、そういった密接な関係にあるといった場合には、兼業が禁止されているという規定でございます。

また、次の地方自治法第117条に規定されております議長及び議員の除斥についてです。

議員は、議案の審査のときには、賛成や反対といった賛否の態度を自ら示す必要がございますが、議員の配偶者、両親、祖父母、子ども、孫、それと兄弟姉妹、これが2親等の親族ということになります。2親等の親族か本人に利益、不利益となるような議案の審査のとき、また議員本人の身分に関わる議案、そういった場合には、その賛否の態度を表わすことからは除かれるという規定でございます。

自治法上の第92条の2及び第117条は、区民に対しまして、疑惑の念を生じさせるおそれがあるということから、法律でも禁止されているということでございます。

「この議員は、こういった立場の人だから、こうした」というような疑惑を持たれないようにという趣旨で、区民に対しまして、疑惑の念を生じさせることがないように努めることを規定しているのが、四つ目の内容となっております。

五つ目のところでございます。政治活動に関しまして、企業その他の団体から、政治的道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。特に、区と現に売買、委託及び請負契約関係にある企業からの寄附等は自粛すること。これは議員本人もそうですし、後援団体にも言えることでございます。

最後の部分でございます。政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明にあたるるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない、と規定してございます。

議員の政治倫理基準を一言でまとめさせていただきますと、議会運営に関します規定につきましては、地方自治法や公職選挙法で様々な制限や規定をされているところがございますが、そういった禁止規定の上乗せといった形で、政治倫理基準を定めておりまして、疑惑のおそれがあるところ、そういった禁止規定よりも一段高い倫理基準、それを北区議会では求めている、というものになってございます。

恐れ入りますが、裏面のほうをご覧いただきたいと思います。

先ほどご説明させていただきました議員の政治倫理基準を継続、維持していくため、手段と

いたしまして二つ、議員の報告義務・区民の閲覧請求というものと政治倫理審査会、この二つの手段を用いまして、維持向上に努めるという制度となっております。

まず、一つ目の手段といたしまして、議員の報告義務・区民の閲覧請求についてです。

兼業・兼職報告書につきましては、議員の方には毎年報告をお願いしているものでございます。こちらは区の議員としての顔以外にも、企業の社長としての顔、またそういう団体での役員としての顔、そういったものを毎年報告していただいているというものでございます。

二つ目でございます。収支報告書の写しです。こちらは政治資金に関することでございますけれども、政治資金規正法の規定によりまして、東京都の選挙管理委員会に提出いただいております。その提出いただいた写しを、北区議会にも提出いただくというものでございます。

これら二つの書類を、区民からの請求があった場合には、閲覧できるという形で整えているのが3点目となります。

二つ目の手段といたしまして、下段の四角囲みの政治倫理審査会でございます。

組織といたしましては、冒頭議長からのご挨拶にもございましたように、委員13名で構成してございます。議員から8名、公募による区民の方3名、学識経験を有する方2名となっております。任期は2年となっております、本年の10月28日から、2年後の令和5年10月27日までが任期となります。

本会は、原則公開の会議体となっております、傍聴が可能な会議となっております。

資料に記載はしてございませんけれども、会議録を作成してございまして、その会議録は閲覧に供することとなっているところでございます。

資料右側の審査請求の要件について、ご覧いただきたいと思っております。

政治倫理基準に反する行為をした疑いがあると認められたときは、その疑いを証する書類を添付して、有権者の500人以上の連署をもって請求できる規定となっております。

イメージしやすいように申しますと、北区の人口が約35万人、おおむね有権者数は約25万人でございますので、500人に1人の割合の連署というような形になります。

また、北区議会の議員定数が40名でございますので、議員定数の8分の1以上、つまり5人以上の連署をもって請求があったときは、審査を行っていくというものとなっております。

次に、審査の内容でございます。中段の四角囲みのところでございます。

審査請求の適否及び当該事実の存否の審査を行い、文書で議長に審査結果を報告する。それが審査会の任務となります。

また、政治倫理確立のため必要と認める措置を勧告することができます。勧告というところ

につきましては、※印に記載のとおり四つの種類がございます。注意すべき、一定期間の出席を自粛すべき、議長または委員長ですとか、そういった議会内の役職を辞職すべき、一番重いもので議員を辞職すべき、以上の四つの勧告を出すことができます。

なお、審査に当たりましては、90日以内に審査結果を報告するよう努めなければならないということ。また、審査のために必要な場合につきましては、当該議員又は関係者に対し、事情聴取等必要な調査を行うことができる、としているところでございます。

次の議員の協力義務・弁明のところでございますが、審査事案に係りました当該議員について記してございます。

当該議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は会議への出席請求がある場合は、従わなければならないということ。また、当該議員につきましては、審査会への弁明の機会が与えられる、ということとなっております。

これらの審査に係る審査結果及び弁明書につきましては、議長が公表することとなっております。

なお、ここでいいます公表ですが、公表の媒体としましては、くぎかいだよりという区議会の広報紙や区議会のホームページなどで公表することとなっております。

以上が資料2、区議会議員の政治倫理に関する取組の主な概要となっております。

雑駁ではございますが、ご説明させていただきました。

資料3につきましては、後ほどご高覧いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○会長

どうもご説明ありがとうございました。

ただいま説明のありました条例・規程等につきまして、ご質問などございましたら挙手をしてご発言いただきたいと思います。

なお、次の説明もございますので、その後でまとめて発言されても結構かと思いますが、この場で議題7、条例・規程につきましてお聞きしたいという委員の方がいらっしゃれば、ご遠慮なく発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○会長

8 今後の審査会の運営について

区議会事務局次長より説明をお願いいたします。

○区議会事務局次長

それでは、今後の審査会の運営についてご説明させていただきます。3点ほどご説明させていただきます。

まず、1点目でございます。今後の日程のことについてです。

審査会は、先ほどご説明させていただきましたように、区民の有権者または議員からの審査請求に基づき、議長を通じて開会するというものでございますので、審査請求がなければ、開会がないというものとなっております。

事務局といたしましては、審査請求がないような場合でも、年に1回程度は勉強会という形で審査会を開催させていただきたいと考えてございます。具体的な内容につきましては、この後、会長、副会長とも相談させていただきまして、決めさせていただきたいと思っております。

まず、このことについて委員の皆様のご了解をいただきたいのが1点目でございます。

続きまして、2点目でございます。くぎかいだより等への掲載についてです。

冒頭でも写真を撮らせていただく旨、ご説明させていただきました。審査会の模様について、北区議会の広報紙でありますくぎかいだよりや、区議会のホームページ等で審査会の委員のお名前等を掲載させていただきたいと思っております。

資料4としまして、区議会のホームページの写し、資料5といたしまして、過去に審査会の記事を掲載しましたくぎかいだより275号、これらを資料4と5として配らせていただきました。このような形で掲載したいと考えておりますので、この点についてもご了解いただければと思っております。

続きまして、3点目でございます。審査会の議事録についてです。

お手数ですが、資料3の10ページをご覧くださいなのですが、10ページの下4の(2)の②のところでございます。「審査会は、会議録を調整し、その会議録は閲覧に供する。但し、会議を非公開にした場合を除く」という規定がございます。

これまで過去の審査会でも会議録を作成しておりましたけども、閲覧の実績は特にございませんでした。今後につきましては、会議自体は原則公開となっておりますので、審査会の活動内容を広くお知らせするために、本日の会議録分からホームページ上に掲載してまいりたいと考えております。

会議録の具体的な内容につきましては、北区で開催していますほかの審議会等の公開されている会議録を参考にいたしまして、発言者の委員のお名前は記載しないという形の会議録を作成していきたいと思っております。非公開となった部分については、もちろん作成いたしませ

ん。詳細な部分につきましては、正副会長にも内容をご相談させていただきながら作成してまいりたいと考えておりますので、会議録をホームページ上に掲載することについてご了承いただきたいと考えております。

以上、3点、委員の皆様のご了解をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長

まず以上の3点につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

そうしたら、まず1点目の日程の件でございます。日程につきましては、正式の会議は審査請求があった場合に開催ということではありますが、繰り返しになりますが、それがなくても、年に1回程度は勉強会を開催したいということですが、この点につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。

○委員

今回、この条例ができた当時議会にいた人というのは私だけになってしまいました。北区と新宿区しかできていないというのは、先ほどのご説明の中で、政治倫理基準の1、2、3番目のポチに当たるような部分での疑惑があったことが一つのきっかけだったということがとても大事なポイントだと思います。

そういう意味で、その後、報告と閲覧の制度なども事務局のご努力でかなりシビアに行われている中で、こうした疑惑が発生することがなかった、議員による疑惑が発生することがなかったというのは一つの大きなポイントですが、しかし今後デジタル化が進む中で、今度は見えないところで何か起きているということもあり得るということで、これから非常に大事な時期に入ってきたのかなと。行政の進め方も変わってきていますので、会長がおっしゃられたように、デジタル化に絡んでという問題もとても大事な問題になってくるのかなと思います。

そうしたことから、勉強会などもいろんな形で設定していただいているのかなと思います。1回で足りるかどうかは何とも言えないんですけど、どうしても私どももデジタル化にはちょっとなかなかついていけないところもありますので、そういったことも含めて、ただ区は情報公開・個人情報保護制度運営審議会もやられていますから、そことの絡みの中で議員が絡むとするとどういう問題があるかというあたりが大事なポイントになってくるのかなと思いますけれども、そういう点での勉強ができればとてもいいのかなと思っております。

○会長

どうもありがとうございました。非常に貴重なご指摘だと思いますので、勉強会の内容設定

については、今の委員のご発言も踏まえて、検討させていただければと思います。

ほかにかがででしょうか、日程、勉強会につきまして。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○会長

そうしましたら、日程については、そういうことで了承していただいたということにいたします。

それから、2点目ではありますが、これは従来どおり会議の様様、委員の方々の名前などを議会のホームページ、それからくぎかいだよりに掲載するということですが、この点についてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○会長

それでは、これも従来どおり二つ、区民に向けての公開ということで行うということにいたします。

それから、3点目、これが新しいこととなりますが、先ほどのご説明にありました資料3の10ページの会議録についてですけれども、現在までのところこれは閲覧に供するという事になっております。それを区議会のホームページに掲載すると、より区民の方々への公開を拡大するという事で、その内容等につきましては、事務局と正副会長のほうでまた相談いたしますけれども、この点について何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○会長

そうしたら、これも審査会の運営の一環といたしまして、これで進めるということにいたします。ありがとうございました。

○会長

9 その他

事務局からお願いいたします。

○区議会事務局次長

それでは、その他、事務局からでございます。

先ほどご提案いたしました3点につきまして、ご了承いただきましてありがとうございました。

先ほど正副会長をご決定いただきましたので、本日配付いたしました名簿でございますが、正副会長を掲載した名簿を改めて配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(名簿配付)

○区議会事務局次長

それでは、名簿を配付させていただきましたので、ご確認いただければと思っております。

事務局のほうからは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

どうもありがとうございました。

今期の審査会初回ということでもありますし、せっかくの機会でもありますから、今後の運営、あるいは今までの議論を踏まえて、何かご質問、ご意見がありましたら、委員の皆様方、何かご遠慮なく、公募区民の方々も含めまして、お願いしたいと思っておりますけれども、どなたからでも何かありましたらお願いします。

よろしいですか。そうしたら、また勉強会の機会等でいろいろご意見を伺えればと会長としても考えております。

○会長

それでは、本日の議題は全て終了しましたので、これをもって審査会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午前10時41分閉会